

議第 3 4 号から 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準
議第 4 5 号まで 等の一部を改正する省令等の一部改正に伴う条例の整備について

1 改正の経緯

介護サービス事業者や介護保険施設の人員，設備，運営等に関する基準については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，介護報酬に係る改定と併せて，社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたため，関係条例の改正を行うものです。

2 整備をする条例

- (1) 議第 3 4 号 呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 議第 3 5 号 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 議第 3 6 号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 議第 3 7 号 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (5) 議第 3 8 号 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (6) 議第 3 9 号 呉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (7) 議第 4 0 号 呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 議第 4 1 号 呉市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (9) 議第 4 2 号 呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 議第 4 3 号 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 議第 4 4 号 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 議第 4 5 号 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

3 複数の議案に係る関係省令の改正内容

(1) 共生型サービスの新設

障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合には，

介護保険サービスによる利用が優先されます。障害者が65歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険と障害福祉相互に相当するサービスについて、「共生型サービス」が創設され、障害福祉制度における指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定が受けられるものとして基準が設けられました。

【共生型サービス概要】

サービス名称	改正の内容
共生型訪問介護	障害福祉制度における居宅介護，重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして，基準を設定
共生型通所介護 共生型地域密着型通所介護	障害福祉制度における生活介護，自立訓練，児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型通所介護（共生型地域密着型通所介護）の指定を受けられるものとして，基準を設定
共生型短期入所生活介護	障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして，基準を設定

(2) 介護医療院の創設に伴う規定の整備

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により，主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする「介護医療院」が創設されたことに伴い，関係省令に規定する各サービス基準における人員，設備及び運営に関する基準について介護医療院を踏まえたものに改正されました。

(3) 身体的拘束等の適正化のために事業者が講じるべき措置に関する規定の追加

居住系・施設系サービスにおいて，身体的拘束等の適正化のため，事業者は，次の措置を講じなければならないこととされました。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【用語解説】

訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。
通所介護（デイサービス）	日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、利用者の心身機能の維持向上と利用者の家族負担の軽減を図るために食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
【障害福祉】 居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行うサービスです。
【障害福祉】 重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害又は精神障害があり常時介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行うサービスです。
【障害福祉】 生活介護	常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などの支援を行うサービスです。
【障害福祉】 自立訓練	<p><機能訓練> 身体障害のある人や難病を患っている人について、施設や事業所等への通所又は居宅への訪問によって、理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行うサービスです。</p> <p><生活訓練> 知的障害や精神障害のある人について、施設や事業所等への通所、居宅への訪問等によって、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行うサービスです。</p>
【障害福祉】 児童発達支援	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスと併せて治療を行う「医療型」があります。
【障害福祉】 放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立

	を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
【障害福祉】 短期入所（ショートステイ）	介護を行う人が、病気等の理由により介護を行うことができない場合、短期間の入所をしてもらい、入浴、排せつ、食事その他の必要な支援を行うサービスです。

4 各議案の主な改正内容

(1) 議第34号 呉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 訪問介護

(7) サービス提供責任者等の役割の明確化等

- a 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者が居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報提供することについて、サービス提供責任者の責務として明確化します（第29条：参酌すべき基準）。
- b 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働き掛けを行ってはならない旨を明確化します（第36条の2：参酌すべき基準）。

(4) 共生型訪問介護（第42条の2・第42条の3：従うべき基準）

共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

イ 訪問リハビリテーション

(7) 指定訪問リハビリテーション事業所における常勤医師の配置の必須化（第81条：従うべき基準）

指定訪問リハビリテーションを実施するに当たり、リハビリテーション計画を作成することが求められており、この際に当該事業所の医師が診療する必要があることから、指定訪問リハビリテーション事業所に常勤医師を配置することとします。

(4) 介護医療院が提供する訪問リハビリテーション（第82条：参酌すべき基準）

訪問リハビリテーションについて、介護医療院においても提供することを可能とします。

ウ 居宅療養管理指導

看護職員による指定居宅療養管理指導の廃止（第91条：従うべき基準）

看護職員による指定居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえて廃止することとします。また、廃止に当たって、一定の経過措置期間を設けます（改正付則第2条）。

エ 通所介護

共生型通所介護（第114条の2・第114条の3：従うべき基準）

共生型通所介護について、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

オ 通所リハビリテーション

介護医療院が提供する通所リハビリテーション（第139条：従うべき基準）

通所リハビリテーションについて、介護医療院においても提供することを可能とします。

カ 短期入所生活介護

共生型短期入所生活介護（第182条の2・第182条の3：従うべき基準）

共生型短期入所生活介護について、障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限ります。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

キ 短期入所療養介護

(7) 介護医療院が提供する短期入所療養介護（第191条：従うべき基準）

短期入所療養介護について、介護医療院においても提供することを可能とします。

(4) 有床診療所等が提供する短期入所療養介護（第192条：従うべき基準）

一般病床の有床診療所について、食堂は医療法（昭和23年法律第205号）で施設基準とされていないことから、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂を置かないことができることとします。

ク 福祉用具貸与

機能や価格帯の異なる複数商品の提示等（第255条・第256条：参酌すべき基準）

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、次の事項を義務付けます。

(7) 貸与しようとする福祉用具の機能、利用料等に加え、当該用具の全国平均貸与価格に関する情報を利用者に提供すること。

(4) 機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(ウ) 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

ケ 特定施設入居者生活介護

(7) 身体的拘束等の適正化（第226条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき基準を規定します。

(4) 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例（付則第13条・第14条：従うべき基準・第15条：参酌すべき基準）

介護療養型医療施設又は医療療養病床から「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、次の特例を設けます。

- a サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めます。
- b サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所及び食堂の兼用を認めます。

コ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第 8 2 条等：参酌すべき基準）

(2) 議第 3 5 号 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 介護予防訪問リハビリテーション

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における常勤医師の配置の必須化（第 6 0 条：従うべき基準）

指定介護予防訪問リハビリテーションを実施するに当たり、リハビリテーション計画を作成することが求められており、この際に事業所の医師が診療する必要があることから、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に常勤医師を配置することとします。

(4) 介護医療院が提供する介護予防訪問リハビリテーション（第 6 1 条：参酌すべき基準）

介護予防訪問リハビリテーションについて、介護医療院においても提供することを可能とします。

イ 介護予防居宅療養管理指導

看護職員による介護予防居宅療養管理指導の廃止（第 6 9 条：従うべき基準）

看護職員による介護予防居宅療養管理指導について廃止することとします。また、廃止に当たって、一定の経過措置期間を設けます（改正付則第 2 条）。

ウ 介護予防通所リハビリテーション

介護医療院が提供する介護予防通所リハビリテーション（第 7 9 条：従うべき基準）

介護予防通所リハビリテーションについて、介護医療院においても提供することを可能とします。

エ 介護予防短期入所生活介護

共生型介護予防短期入所生活介護（第 1 3 1 条の 2・第 1 3 1 条の 3：従うべき基準）

共生型介護予防短期入所生活介護について、障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限ります。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

オ 介護予防短期入所療養介護

(7) 介護医療院が提供する介護予防短期入所療養介護（第140条：従うべき基準）

介護予防短期入所療養介護について、介護医療院においても提供することを可能とします。

(4) 有床診療所等が提供する介護予防短期入所療養介護（第141条：従うべき基準）

一般病床の有床診療所については、食堂を置くことは医療法で施設基準とされていないことから、一般病床の有床診療所が介護予防短期入所療養介護を提供する場合は、食堂を置かないことができることとします。

カ 介護予防福祉用具貸与

機能や価格帯の異なる複数商品の提示等（第216条・第217条：参酌すべき基準）

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、次の事項を義務付けます。

(7) 貸与しようとする福祉用具の機能、利用料等に加え、当該用具の全国平均貸与価格に関する情報を利用者に提供すること。

(4) 機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(ウ) 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

キ 介護予防特定施設入居者生活介護

(7) 身体的拘束等の適正化（第177条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

(4) 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例（付則第16条・第17条：従うべき基準・付則第18条：参酌すべき基準）

介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、次の特例を設けます。

a サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めます。

b サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所及び食堂の兼用を認めます。

(3) 議第36号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(7) オペレーターに係る基準の見直し

a 日中（8時から18時まで）と夜間・早朝（18時から8時まで）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえて、日

中について次の見直しを行います。

(a) 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターが随時訪問サービスに従事すること並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」をオペレーターに充てることとします（第8条：従うべき基準）。

(b) 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとします（第34条：参酌すべき基準）。

b オペレーターに充てることのできる訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を「3年以上」から「1年以上」に変更します。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者であるサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとします（第8条：従うべき基準）。

(イ) 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和（第41条：参酌すべき基準）

介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回に変更します。

(ウ) 地域へのサービス提供の推進（第41条：参酌すべき基準）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化します。

イ 夜間対応型訪問介護

オペレーターに係る基準の見直し（第49条：従うべき基準）

オペレーターに充てることのできる訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を「3年以上」から「1年以上」に変更します。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者であるサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとします。

ウ 共生型地域密着型通所介護の新設（第61条の20の2・第61条の20の3：従うべき基準）

共生型地域密着型通所介護について、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

エ 指定療養通所介護事業所の利用定員の見直し（第61条の25：標準とすべき基準）

指定療養通所介護事業所においては、定員数を「9人以下」から「18人以下」に引き上げます。

オ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直し（第67条：従うべき基準）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で行う共用型

指定認知症対応型通所介護の利用定員数について、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直します。

カ 看護小規模多機能型居宅介護

(7) 指定に関する基準の緩和（第197条：参酌すべき基準）

サービス供給量を増やす観点から、看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、診療所の病床を宿泊室と兼用することができることとします。

(4) サテライト型事業所の創設（第193条：従うべき基準）

サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、新たなサービス区分として、「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」を創設します。

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準に準じるものとします。

キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

(7) 身体的拘束等の適正化（第140条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

(4) 介護療養型医療施設又は医療療養病床から「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合の特例（付則第7条・第8条：従うべき基準）

療養病床等から、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型特定施設へ転換する場合について、次の特例を設けます。

a サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めます。

b サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所及び食堂の兼用を認めます。

ク 認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等の適正化（第119条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(7) 緊急時等の対応（第167条の2：参酌すべき基準）

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めることを義務付けます。

(4) 身体的拘束等の適正化（第159条・第184条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

コ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第63条等：従うべき基準）

(4) 議第37号 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し（第10条：従うべき基準）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で行う共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数について、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直します。

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等の適正化（第79条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第6条等：従うべき基準）

(5) 議第38号 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 医療と介護の連携の強化

(7) 入院時における医療機関との連携促進（第16条：参酌すべき基準）

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付けます。

(1) 平時からの医療機関との連携促進（第16条：参酌すべき基準）

a 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求める主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務付けます。

b 指定居宅サービス事業所等から情報提供をされた利用者の口腔^{くわう}に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報提供を行うことを義務付けます。

イ 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント（第16条：従うべき基準）

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集をしないことができることとします。

ウ 質の高いケアマネジメントの推進（第6条：従うべき基準）

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とします。その際、一定の経過措置期間を設けます。

エ 公正中立なケアマネジメントの確保（第7条：従うべき基準）

利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める

ことができること等を説明することを義務付けます。

オ 訪問回数の多い利用者への対応（第16条：従うべき基準）（平成30年10月1日施行）

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市が確認・是正を促していくことが適当であるため、ケアマネジャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市にケアプランを届け出ることを義務付けます。

（※）「全国平均利用回数＋2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定めます。

カ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携（第4条：参酌すべき基準）

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

(6) 議第39号 呉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 医療と介護の連携の強化

(7) 入院時における医療機関との連携促進（第7条：参酌すべき基準）

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付けます。

(4) 平時からの医療機関との連携促進（第33条：参酌すべき基準）

a 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求める主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務付けます。

b 指定介護予防サービス事業者等から情報提供をされた利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報提供を行うことを義務付けます。

イ 公正中立なケアマネジメントの確保（第7条：従うべき基準）

利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること等を説明することを義務付けます。

ウ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携（第4条：参酌すべき基準）

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護予防サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な

連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

(7) 議第40号 呉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

ア 緊急時等の対応（第25条の2：参酌すべき基準）

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めることを義務付けます。

イ 身体的拘束等の適正化（第16条・第48条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第9条：参酌すべき基準）

(8) 議第41号 呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ア 身体的拘束等の適正化（第16条・第47条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第4条：参酌すべき基準）

(9) 議第42号 呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

身体的拘束等の適正化（第17条・第48条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

(10) 議第43号 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ア 身体的拘束等の適正化（第18条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第12条：従うべき基準）

(11) 議第44号 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ア 身体的拘束等の適正化（第17条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第13条：従うべき基準）

(12) 議第45号 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ア 緊急時等の対応（第23条の2：参酌すべき基準）

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師

との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めることを義務付けます。

イ 身体的拘束等の適正化（第16条：従うべき基準）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定します。

ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備（第12条等：従うべき基準）

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【用語解説】

居宅サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき提供されるサービスのうち、要介護者に対し、主に在宅での介護を提供するサービスです。居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、必要なサービスが提供されます。
訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な利用者に対して医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。
通所介護（デイサービス）	日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、利用者の心身機能の維持向上と利用者の家族負担の軽減を図るために食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法

	<p>その他必要なリハビリテーションを行い，利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。</p>
<p>短期入所生活介護 (ショートステイ)</p>	<p>特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい，食事，入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。</p>
<p>短期入所療養介護</p>	<p>介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい，医師や看護職員，理学療法士等が医療や機能訓練，日常生活上の支援などを行うサービスです。</p>
<p>福祉用具貸与</p>	<p>利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために，車椅子，特殊寝台（電動ベッド）などの福祉用具を貸与するサービスです。</p>
<p>特定施設入居者生活介護</p>	<p>介護保険の指定を受けた有料老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム等が，入居している利用者に対して入浴，排せつ，食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。</p>
<p>介護予防サービス</p>	<p>介護保険法に基づき提供されるサービスのうち，要支援者に対し，主に在宅での介護を提供するサービスです。介護予防サービス計画に基づき，必要なサービスが提供されます。</p>
<p>地域密着型サービス</p>	<p>高齢者が要介護状態となっても，できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう，原則として日常生活圏内でサービスの利用及び提供が完結する介護保険サービスです。利用者は原則として市町村の被保険者に限定されます。なお，地域密着型サービスを行う事業者の指定は各市町村長が行い，当該事業所に対する指導・監査も市町村の権限とされています。</p>
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護・看護</p>	<p>日中，夜間を通じて，訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら，定期巡回訪問と随時の対応を行います。</p>
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>地域密着型サービスのうち，要介護度が高く，医療的なケアを必要とする人が，住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になるよう，小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。</p>
<p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p>	<p>認知症の状態にある要介護者が数人で共同生活をしながら，入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受けます。</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>市町村による要介護認定を受けた人（寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする人）が，必要な保健医療サービス及び福祉サービス等を適切に利用できるよう，その人の心身の状況，環境，希望等を考慮し，利用するサー</p>

	<p>ビスの内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成し、居宅サービス等事業者の調整等を行うことをいいます。</p>
<p>介護予防支援</p>	<p>市町村による要支援認定を受けた人（家事や身支度等の日常生活や介護を要する状態の軽減に必要な人）が、必要な保健医療サービス及び福祉サービス等を適切に利用できるよう、その方の心身の状況、環境、希望等を考慮し、利用するサービスの内容等を定めた計画（介護予防サービス計画）を作成し、介護予防サービス等事業者の調整等を行うことをいいます。</p>
<p>介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）</p>	<p>65歳以上で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険法では介護老人福祉施設として位置付けられ、介護サービスが提供されています。</p>
<p>介護老人保健施設</p>	<p>入院治療を必要としない病状が安定期にある要介護者に対して、施設サービス計画に基づき看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、要介護者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指す施設です。</p>
<p>介護療養型医療施設</p>	<p>急性疾患の回復期にある人や慢性疾患を有する人のために、介護職員が手厚く配置された医療提供施設です。病状は安定していても自宅での療養生活が難しい要介護者に対して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーション等を行います。特別養護老人ホームや介護老人保健施設よりも医療や介護の必要度が高い人を対象にしています。</p>
<p>軽費老人ホーム</p>	<p>高齢等のため独立して生活するには不安がある人又は自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることができない人を入所させ、無料又は低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設です。</p>
<p>養護老人ホーム</p>	<p>おおむね65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、自立した日常生活を営むために必要な食事サービス、機能訓練その他の日常生活上必要な援助を行うことを目的とする施設で、市町村が入所の必要性を判断し、該当する場合</p>

は、入所措置をします。

5 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

6 施行期日

平成30年4月1日（一部同年10月1日）